

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十一月四日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
越智 公彦	高市郡高取町	高市郡高取町大字寺崎四六三番並びに大字越智三二一番、三二二番一、三二三番一、三二七番一及び三九九番一

二 認可年月日

令和七年十月二十七日